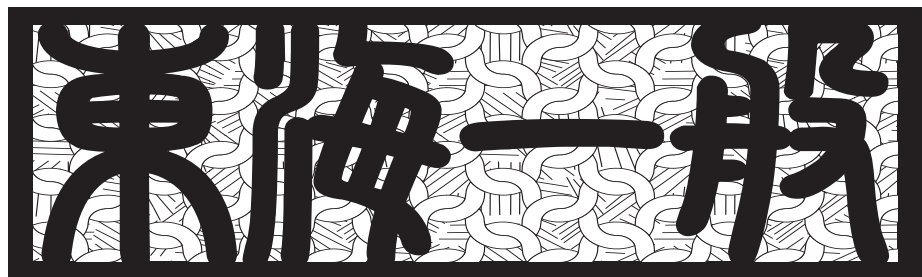


3カ月連続未納は「強制脱退」



組合費の滞納に注意を!



東海建設業組合・三重県人材派遣連絡協議会

本部
四日市市芝田1丁目11-27
☎(059)356-1017

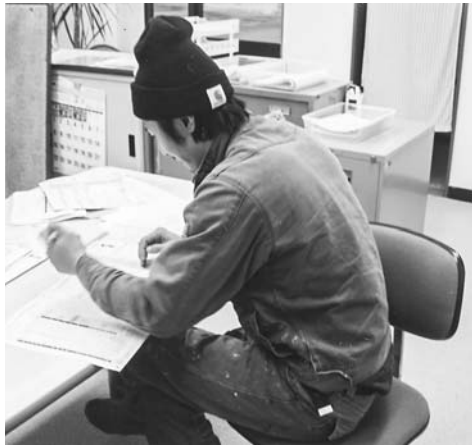
中勢支部 松阪支部
津市上井財町18-13ワーブビル2F
☎(059)213-1193

伊賀支部
伊賀市上林670 ☎(059)213-1193

名張支部
名張市緑が丘東182 ☎(059)213-1193

南勢支部
伊勢市本町2-4 ☎(0596)29-1717

HP://www.tokai-ippan.net/



確定申告スタート

確定申告の時期となりました。連日、組合事務所には、昨年一年間の収支を記載した「取りまとめ帳」を持参し、相談に訪れる組合員でにぎわっています。

申告相談に訪れ、申告用紙に向き合い悪戦苦闘される組合員
(組合事務所)

「120万円」支払え

支払督促で裁判所に提訴



相手側を管轄する裁判所に提訴(四日市簡易裁判所)

事の依頼を受け、昨年八月に引き渡しを終え、工事代金120万円を請求。工事代金は事前にSさんも確認済み。すぐに支払ってもらえると考え、Aさんは材料代など関連業者に立て替えて支払いました。しかし、裁判所で和解するまでの数カ月、1円の振り込みもなく、しかも請求する都度、Sさんは言い訳がましく、「待って欲しい。必ず払うから」と愛想よく応える始末。終いには電話にも出なくなり完全無視の気配。工事が終了した時点でSさん

強制執行も視野に 和解書に同意

四日市で板金業を経営するAさん。工事代金120万円が回収できず、組合に相談。二月に四日市簡易裁判所で相手側も出席し、「10万円を12回に分割して支払う」との和解が成立しました。裁判所で和解にいたる間の顛末を両者の主張を交えながら再現しました。

Aさんが仕事上で知り合ったSさん(大工)から板金工

んは施工から工事代金は受け取っています。年も押し迫り、Aさんの奥さんのイライラは頂点に。組合に相談すると、「支払督促が有効。組合で手続きしましょう」(森永委員長)と気軽に引き受けて頂き、2月20日、四日市簡易裁判所で審理されることになったのです。費用は証紙代等合わせて約1万円。午前10時、四日市簡易裁判所三階で開廷。法廷は裁判長が中央の上段に座り、左右に調停委員と書記官が陣取る。テレビの法廷ドラマ風景そのもの。法廷は既に数組の裁判を待つ人が着席しており、Aさんは2番目に呼ばれ、原告人席に着席。Sさんは風邪気味なのかマスク姿で被告人人席に。両者対面する形で5mくらいの間隔。弁護士はいません。

書類の保管が決め手

最初、裁判長がAさんの訴状を読み上げ、Sさんに訴状の反論を求める形で裁判が進む。AさんはSさんとのやり取りを書類で詳細に記録しており、裁判官がその資料を示す。Sさんに問い質す場面も数回あり、その都度、Sさんからは具体的な反論も示されなかったため、Aさん側には有利な展開となりました。裁判長は両者の意見に相違があるため、「和解を前提に調停しよう」と勧めました。この間、約15分程度。その場で一階の調停室に場所を移し、調停委員を間に両者の言い分をまとめていきました。

AさんはこれまでのSさんの対応が「信義」に欠けることを指摘し、「毎月10万円を12回で支払うことは譲れない」と主張。これに対し、Sさんは、「今は仕事もしておらず無収入。毎月10万円までAさんの口座に振り込む。二回滞れば強制執行する。三月から実施」との和解案に同意させることができました。

代金を受け取ったのになぜAさんに支払わなかったのかと問い詰められ、「資金繰りが厳しく、運転資金に回しました」と悪びれず言い出す始末。また、「和解ができなかったらどうなりますか」との問いに、「判決でAさんの主張が認められると財産を差し押さえるなどの強制執行が可能となります」との調停委員の言葉にうなだれていました。

Sさんの煮え切らない態度に、同席していたAさんの奥さんが、「旦那と話をしたいので」と休憩を申し入れ、裁判を傍聴していた森永委員長も交え、廊下で対応を協議。これまでの言動からして、Sさんは払う気が全くない。調停委員の手前弱々しいが、ここは強気で押し付けていけばこちらの言い分を認めるはず、と意見が一致。その旨を調停委員に伝え、「毎月10万円を毎月10日までにAさんの口座に振り込む。二回滞れば強制執行する。三月から実施」との和解案に同意させることができました。

組織拡大月間

まわりの未加入者を紹介してください

本部 ☎059-356-1017
中勢 ☎059-213-1193

仕事仲間をぜひご紹介ください



組合員の皆様のご紹介が新規加入の「きっかけ」です。

和解書全文

- 第1 当事者の表示
三重県四日市市
原告 株式会社
代表取締役
三重県四日市市
被告 工務店 こと
- 第2 請求の表示
請求の趣旨及び原因は、四日市簡易裁判所平成29年(ロ)第 号事件の支払督促のおりであるから、これを引用する。ただし、債権者とあるのを原告と、債務者とあるのを被告とそれぞれ読み替える。
- 第3 和解条項
1 被告は、原告に対し、本件債務として、金120万円の支払義務があることを認める。
2 被告は、原告に対し、前項の金員を、平成30年3月から平成31年2月まで、毎月10日限り、金10万円ずつ分割して、百五銀行 支店の原告名義の当座預金口座(口座番号)に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は被告の負担とする。
3 被告が前項の分割金の支払を2回以上怠り、その額が金20万円に達したときは、当然に同項の期限の利益を失い、被告は、原告に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額及びこれに対する期限の利益を失った日の翌日から支払済みまで年5パーセントの割合による遅延損害金を直ちに支払う。
4 原告は、その余の請求を放棄する。
5 原告及び被告は、原告と被告の間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほかには何ら債権債務がないことを相互に確認する。
6 訴訟費用は、各自の負担とする。 以上

後日、確認された内容で裁判所が和解書を作成、裁判所から両者に送付され、効力を持つことになりました。しかし、裁判には勝訴できましたが、全額の工事代金の回収は1年後になる予定。多くの方は、「いい勉強になった」と自分を納得させ、泣き寝入りするケースが大半です。確かに解決には時間と忍耐力が必要ですがSさんのような悪質な輩を野放しにしておくことはできません。今回のAさんの行動を参考にして頂ければ幸いです。困っている方はお気軽に組合までご相談ください。

賠償9325万円支払う

津市発注の労災事故

元請業者

勢和建设に同額を請求

津市

津市発注の道路建設工事で左足を切断するけがをした市内の男性が、安全確保を怠ったとして津市に損害賠償を求めた訴訟で、昨年12月中旬、

この判決を受け入れ、一月に賠償金を含めた9325万円を男性に支払いました。

津市は昨年六月、市側に約8900万円の支払を命じた津地裁の判決を不服として名古屋高裁に控訴していました。

勢和建设に男性に支払った賠償金9325万円と同額の支払を勢和建设に請求しました。

津市は「けがをした男性の側の賠償を優先する」として

伊勢新聞 平成30年(2018年)2月7日 水曜日 第48428号

津市、賠償9325万円支払う

補正予算 発注工事で労災男性に 専決処分

津市発注の道路建設工事で左足を切断するけがをした市内の男性が、安全確保を怠ったとして津市に損害賠償を求めた訴訟で、昨年12月中旬、名古屋高裁は市側に7220万円の支払を命じる判決を言い渡しました。

津市は「けがをした男性の側の賠償を優先する」として

労災事故の概要を報じた伊勢新聞の記事

一人親方 保険料率引き下げ

一人親方が加入する労災保険の特別加入保険料率が今年4月1日以降、19/1000から18/1000に0.1%引き下げられました。

として調整しますのでご承知おきください。労災保険料率は労災事故の発生頻度で上下する仕組み。近年の労災事故の減少を受けての処置。給付基礎日額の変更に3月31日まで。

建設国保の介護保険料(対象年齢40歳以上65歳未満)が

介護保険料

40歳~65歳未満の方

2,700円/人

特別加入保険料率

19/1000 → 18/1000

介護保険料

100円引上げに

建設国保

外国人労働者 2万4210人 三重県

外国人の加入急増

人手不足を背景に三重県内の外国人労働者が昨年十月現在で2万4210人と過去最多を更新したことが三重労働局のまとめで分かりました。

の約6700人、次いで中国人4800人、フィリピン人3600人。ベトナム人は前年より39%多い3300人となつてフィリピン人に迫っています。

県内は自動車などの製造業を中心に人手不足が鮮明で、このため、外国人労働者も55%が製造業に従事し、さらに派遣業者から製造現場に移行する外国人も多く見られます。

外国人を雇用する事業主に届け出が義務付けられた2007年以降、外国人を雇用する事業所数は3039件と、調査開始後初めて3千件を突破しました。

8200人が派遣・請負労働者で、31%を占める7500人が技能実習生として就労している。

債務整理・会社設立・介護申請・入居・税金申告・交通事故

などお困りの方はご相談を。 専門家が対応します

担当: 森永 090-8678-3231

安倍とトランプ アホ度 共通項

働き方改革を巡って国会が混乱している。安倍首相は勤労者には官製談合の賃金3%引上げのアメを用意する一方、経済界には賃上げより利益を大幅に保証した「残業代」据え置きを一括法案として国会に提出。

法案は勤労者の生涯設計の基本となるだけに厚労省のデータは正確無比でなければ意味をなさない。その根拠となる数値が、安倍首相の得意技、「忖度データ」では泣くに泣けない。

野党からの追求に対し、安倍は「様々な資料から検討している」と意気込む。

国民健康保険に切り換える必要があり、国保は所得に応じて保険料が決められているため保険料が高額になり、年齢だけで保険料を設定している建設国保が口コミで広まっていることが影響しています。

労働局は現在の人手不足が続く限り外国人労働者は増え続けるとしており、「事業主には雇用管理の改善指導を強める」と意気込む。

